

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(7) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・心理・児童福祉・食品衛生・農業・林業・水産・農業土木・土木・建築・化学・原子力・埋蔵文化財保護・警察事務	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者  昭和63年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成22年3月31日までに卒業見込みの者	5月12日から6月5日まで	6月28日	7月26日から7月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式及び記述式 (埋蔵文化財保護)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築)
高校卒業程度試験	一般事務・土木・学校事務(出雲)・学校事務(石見)・警察事務	(学校事務) 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 (学校事務を除く試験区分) 昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者	8月3日から9月4日まで	9月27日	10月25日から10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (土木)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	保健師	昭和55年4月2日以降生まれた者で、保健師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	8月3日から9月4日まで	9月27日	10月25日から10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技師	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師	同上	同上	同上	同上	同上

		の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)					
	診療放射線技師	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	精神保健福祉士	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、精神保健福祉士の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	司書	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	作業療法士	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、作業療法士の資格を有するもの(取得見込みの者を含む)	12月8日から1月12日まで	1月31日	なし	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査	
地区別採用試験	一般事務(石見地区)	昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者	10月1日から10月28日まで	11月15日	12月13日	教養試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
警察官	警察官	昭和50年4月2日	3月23日	5月10日	6月21日	教養試験	人物試験

(10月採用・大学卒)試験		<p>から昭和62年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したもの(9月30日までに卒業見込みの者を含む)</p> <p>昭和62年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者</p> <p>(9月30日までに卒業見込みの者を含む)</p>	<p>から</p> <p>4月22日まで</p>		<p>から</p> <p>6月23日まで</p>	<p>五肢択一式</p> <p>50問150分</p> <p>身体・体力検査</p>	<p>個別面接</p> <p>作文試験</p> <p>適性検査</p> <p>身体検査</p>
警察官(大学卒)試験	警察官	<p>(男性・女性)</p> <p>昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む)</p> <p>昭和63年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む)</p> <p>(武道A)</p> <p>次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者</p> <p>ア 昭和58年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大</p>	<p>5月8日から</p> <p>6月12日まで</p>	7月12日	<p>8月23日から</p> <p>8月26日まで</p>	<p>教養試験</p> <p>五肢択一式</p> <p>50問150分</p> <p>身体・体力検査</p> <p>(武道Aは身体検査のみ)</p>	<p>人物試験</p> <p>個別面接</p> <p>作文試験</p> <p>適性検査</p> <p>身体検査</p> <p>専門実技試験</p> <p>(武道A)</p>

		<p>学を卒業したもの (卒業見込みの者を含む)</p> <p>イ 昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む)</p> <p>ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者</p>					
<p>警察官 (高校卒業程度) 試験</p>	<p>警察官</p>	<p>(男性・女性) 昭和51年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く)</p> <p>(武道B) 次のア及びイのいずれにも該当する者</p> <p>ア 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く)</p> <p>イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、平成22年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)</p>	<p>7月13日から 8月7日まで</p>	<p>9月20日</p>	<p>11月1日から 11月2日まで</p>	<p>教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道Bは身体検査のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道B)</p>

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	採用者数		
					受験者数(B)				第1次試験合格者数(C)				最終合格者数(D)						
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒			短大卒	高校卒
大 学 卒 業 程 度	行政	27	男	233	164	1	2	71.7%	48			48	40	19			11.4%	8.8	
			女	116	84	1	1	73.3%	14			14	13	8				9.4%	10.6
	計	349	248	1	3	72.2%	62			62	53	27					10.7%	9.3	
	心理	1	男	6	5			83.3%	3			3	3	0				0.0%	
			女	22	16		1	77.3%	3			3	3	1				5.9%	17.0
	計	28	21	1	22	78.6%	6			6	6	1					4.5%	22.0	
	児童福祉	3	男	9	8		1	100.0%	4			4	4	0				0.0%	
			女	8	6		4	75.0%	4			4	4	3				50.0%	2.0
	計	17	14	1	15	88.2%	8			8	8	3	3				20.0%	5.0	
	食品衛生	4	男	10	8		5	80.0%	5			5	5	2				25.0%	4.0
			女	14	14		3	100.0%	3			3	2	2				14.3%	7.0
	計	24	22		22	91.7%	8			8	8	4	4				18.2%	5.5	
	農業	4	男	23	17		9	73.9%	9			9	9	3				17.6%	5.7
			女	9	7		1	77.8%	1			1	1	1				14.3%	7.0
	計	32	24		24	75.0%	10			10	10	4	4				16.7%	6.0	
	業林	2	男	7	6	1	2	100.0%	2	1		3	3	2				28.6%	3.5
			女	1	0		0	0.0%	0			0	0	0					
	計	8	6	1	7	87.5%	2	1		3	3	2	2				28.6%	3.5	
	水産	2	男	11	10		10	90.9%	6			6	6	1				10.0%	10.0
			女	1	1		1	100.0%	1			1	1	1				100.0%	1.0
	計	12	11		11	91.7%	7			7	7	2	2				18.2%	5.5	
	農業土木	2	男	8	6		6	75.0%	4			4	4	2				33.3%	3.0
			女	2	1		1	50.0%	1			1	1	0				0.0%	
計	10	7		7	70.0%	5			5	5	2	2				28.6%	3.5		
土木	8	男	49	34		41	83.7%	13		3	16	15	6	1			17.1%	5.9	
		女	1	1		1	100.0%	1			1	1	1				100.0%	1.0	
計	50	35		42	84.0%	14		3	17	16	7	7				19.0%	5.3		
建築	2	男	11	5		6	54.5%	5	1		6	1	1				16.7%	6.0	
		女	9	6		6	66.7%	6			6	2	1				16.7%	6.0	
計	20	11	1	12	60.0%	11	1		12	3	2	2				16.7%	6.0		
化学	6	男	36	29		29	80.6%	11			11	8	3				10.3%	9.7	
		女	12	10		10	83.3%	4			4	4	3				30.0%	3.3	
計	48	39		39	81.3%	15			15	12	6	6				15.4%	6.5		
原子力	1	男	8	7		7	87.5%	3			3	3	1				14.3%	7.0	
		女	1	1		1	100.0%	1			0	0	0						
計	9	8		8	88.9%	3			3	3	1	1				12.5%	8.0		
埋蔵文化財保護	1	男	11	10		10	90.9%	5			5	5	1				10.0%	10.0	
		女	2	2		2	100.0%	1			1	1	0				0.0%		
計	13	12		12	92.3%	6			6	6	1	1				8.3%	12.0		
警察事務	6	男	47	39		40	85.1%	9			9	8	2				5.0%	20.0	
		女	47	25		26	55.3%	6			6	5	4				15.4%	6.5	
計	94	64		66	70.2%	15			15	13	6	6				9.1%	11.0		
合計	69	男	469	348	2	4	77.2%	127	1	3	132	114	43	0	0		12.2%	8.2	
		女	245	174	0	2	72.2%	45	0	0	45	39	25	0	0		14.1%	7.1	
計	714	522	2	6	75.5%	172	1	3	177	153	68	68	0	0		12.8%	7.8		

第1次試験：6月28日 第2次試験：7月26日～29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 H22.5.1現在		
					短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他				
高校卒業程度	一般事務	5	男	26	9	14	23	88.5%	4	6	10	10	1	2	3	13.0%	7.7	2			
			女	14	2	1	14	100.0%	2	2	2	2	2	2	14.3%	7.0	2				
			計	40	11	15	37	92.5%	2	4	6	12	12	1	2	5	13.5%	7.4	4		
	土木	6	男	7	3	4	7	100.0%	2	4	6	5	2	2	4	57.1%	1.8	2			
			女	8	7	7	87.5%	6	6	6	6	6	5	2	2	28.6%	3.5	2			
			計	15	3	11	14	93.3%	2	10	12	10	2	4	6	42.9%	2.3	4			
	学校事務 (出雲地区)	12	男	110	5	20	15	91	82.7%	16	1	2	4	23	3	2	1	7	7.7%	13.0	7
			女	107	42	16	8	88	82.2%	7	1	1	1	8	7	4	1	5	5.7%	17.6	4
			計	217	93	27	36	179	82.5%	23	2	4	31	27	7	3	1	12	6.7%	14.9	11
	学校事務 (石見地区)	3	男	23	15	3	2	20	87.0%	7	1	1	8	8	1	1	5.0%	20.0	1		
			女	12	6	2	1	10	83.3%	1	1	2	2	1	1	2	20.0%	5.0	2		
			計	35	21	2	4	30	85.7%	8	2	10	10	2	1	3	10.0%	10.0	3		
警察事務	3	男	10	1	5	4	10	100.0%	1	3	2	6	6	1	1	10.0%	10.0	1			
		女	18	7	9	16	88.9%	4	1	5	4	1	1	2	12.5%	8.0	2				
		計	28	8	14	4	26	92.9%	5	4	2	11	10	2	1	3	11.5%	8.7	3		
合計	29	男	176	66	40	39	151	85.8%	23	2	12	16	53	4	3	16	10.6%	9.4	13		
		女	159	48	28	17	135	84.9%	8	7	2	6	23	20	5	4	2	2	12		
		計	335	114	48	68	286	85.4%	31	9	14	22	76	69	9	7	6	7	29	10.1%	9.9

第1次試験：9月28日 第2次試験：10月26日～10月28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 H22.5.1現在
					短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		
地区別	一般事務 (石見地区)	2	男	77	38	1	12	51	66.2%	10	10	9	2	2	3.9%	25.5	2		
			女	37	16	6	4	26	70.3%	2	2	4	4	0	0.0%	38.5	2		
			計	114	54	6	1	16	77	67.5%	12	2	14	13	2	2.6%	38.5	2	

第1次試験：11月15日 第2次試験：12月13日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数			
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒			短大卒	高校卒	その他
資格免許職	司書	1	男	7	4			57.1%	1			1						0		
			女	23	11	5		69.6%	6			6							0	
			計	30	15	5		66.7%	7			7							0	
	臨床検査技師	3	男	男	2	2			100.0%	2			2						2	
				女	3	2	1	1	100.0%	1	1		2	1					0	
				計	5	4	1	1	100.0%	3	1		4	3					2	
	精神保健福祉士	2	男	男	7	6			85.7%	5			5						1	
				女	4	3	1	1	100.0%	2			2	1					1	
				計	11	9	1	1	90.9%	7			7	2					2	
	診療放射線技師	3	男	男	10	5	2		90.0%	4	1		7			1			3	
				女																
				計	10	5	2		90.0%	4	1		7	2		1			3	
保健師	6	男	男																	
			女	25	17	5		88.0%	12	3		15	4					4		
			計	25	17	5		88.0%	12	3		15	4					4		
作業療法士	1	男	男	3	1			100.0%	3											
			女	1	1			100.0%	1				1					1		
			計	4	2			100.0%	4				1					1		
合計	16	男	男	29	18	2	0	82.8%	12	1	0	2	15	12	5	0	1	6		
			女	56	34	10	0	82.1%	21	3	0	1	25	22	8	2	0	10		
			計	85	52	12	0	82.4%	33	4	0	3	40	34	13	2	1	16		

第1次試験：9月28日 第2次試験：10月26日～10月28日

【作業療法士】：1月31日実施

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒			その他	計
警 察 官	大卒 (10月採用)	20	男	128	85				66.4%	57				56	23				27.1%	3.7	20	
		2	女	8	4				50.0%	3				3	2				50.0%	2.0	2	
		22	計	136	89				65.4%	60				59	25				28.1%	3.6	22	
	大卒	27	男	361	224				62.0%	86				72	33				14.7%	6.8	20	
		2	女	61	24				39.3%	7				6	2				8.3%	12.0	2	
		29	計	422	248				58.8%	93				78	35				14.1%	7.1	22	
	高卒程度	12	男	133		4	74	25	77.4%		1	24	8	32		1	14	2	16.5%	6.1	16	
		2	女	29		6	13	2	72.4%		1	4	2	7			2	1	14.3%	7.0	3	
		14	計	162		10	87	27	76.5%		2	28	10	39		1	16	3	16.1%	6.2	19	
	武道A (大卒)	1	男	4	4				100.0%	3				2					25.0%	4.0	1	
		1	女	4	4				100.0%	3				2					25.0%	4.0	1	
		1	計	0																		
武道B (高卒程度)	61	男	626	313	4	74	25	66.5%	143	1	24	8	160	57	1	14	2	17.8%	5.6	57		
	6	女	98	28	6	13	2	50.0%	10	1	4	2	16	4	0	2	1	14.3%	7.0	7		
	67	計	724	341	10	87	27	64.2%	153	2	28	10	176	61	1	16	3	17.4%	5.7	64		

大卒試験(10月採用) ……第1次試験：5月10日、第2次試験：6月21日～23日

大卒試験 ……第1次試験：7月12日、第2次試験：8月23日～26日

高卒程度試験 ……第1次試験：9月20日、第2次試験：11月1日～2日

武道A試験 ……第1次試験：7月12日、第2次試験：8月22日～23日

武道B試験 ……第1次試験：9月20日、第2次試験：10月31日～1日



## (4) 昇任試験

## a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施 通知日	第1次 試験	第2次 試験	第1次試験	第2次試験
警部 昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	7月8日	(法学試験) 9月14日  (1次試験) 10月15日	12月14日	(法学試験) 勤務成績等評定 筆記試験3科目 (一次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月8日	(予備試験) 9月15日 (1次試験) 10月13日	12月4日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者で、年齢40歳以上の者	7月8日	10月13日	12月9日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長 昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月8日	(予備試験) 9月16日 (1次試験) 10月14日	12月7日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者で、年齢35歳以上の者	7月8日	10月14日	12月9日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第1次試験			第2次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	人 162	人 157	% 96.9	人 85	人 83	% 97.6	人 26	人 13	% 15.7	人 13
警部補昇任試験	一般	※ 163	※ 161	98.8	72	101	100.0	46	33	32.7	31
	専門	5	—	—	—	5	100.0	3	1	20.0	1
	計	※ 168	※ 161	98.8	72	106	100.0	49	34	32.1	32
巡査部長昇任試験	一般	※ 235	※ 235	100.0	102	119	100.0	52	39	32.8	39
	専門	16	—	—	—	15	93.8	6	3	20.0	3
	計	※ 251	※ 235	100.0	102	134	99.3	58	42	31.3	42
合計		※ 581	※ 553	95.2	259	323	99.1	133	89	27.6	87

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者29名。巡査部長予備免除者17名)

イ 選 考

(7) 採用選考

a 適用根拠規定状況

		規 定	知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	計
			人	人	人	人	人	人
職 員 の 任 用 に 関 する 規 則	第 7 条 第 1 号	細則第 3 条第 1 号・2 号・8 号 (行政職 3 級以上・公安職 4 級以上)	5 (5)	—	1	11 (11)	3 (3)	20 (19)
	第 3 号	細則第 3 条第 3 号 (海事職)	—	—	—	—	—	—
	第 2 号	細則第 3 条第 4 号 (研究職の 2 級以上)	—	—	—	—	—	—
	第 5 号～7 号、9～11 号	細則第 3 条第 5 号～7 号、9～11 号 (医療職)	7	1	—	—	—	8
	第 5 号	第 7 条第 5 号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	2 (2)	—	—	4 (4)	—	6 (6)
	第 6 号	第 7 条第 6 号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
	第 7 号・8 号	第 7 条第 7 号・8 号 (競争試験を行うことが不適当な職)	—	—	—	—	—	—
		地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条	—	—	—	—	—	—
		地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第 3 条	—	—	—	—	—	—
		合 計	12 (7)	1	1	15 (15)	3 (3)	32 (25)

(注) ( ) 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職 種		部 局					
		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行 政 職	部・次長級	1		1			2
	課長級	2			1		3
	グループリーダー						
	企画員					1	1
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	4				2	6
	計	7		1	1	3	12
公 安 職	警 視				5		5
	警部・警部補級				5		5
	巡査部長				4		4
	巡 査						
	計				14		14
海 事 職							
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員						
医療職(一)	医 師	5	1				6
医療職(二)	獣 医 師	2					
医療職(三)							
任期付研究員							
合 計		14	1	1	15	3	34

c 公開選考試験実施結果 (a又はbの一部)

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)			受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)			第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 <small>(H22.5.1現在)</small>	備考	
				男	女	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒		短大卒	高校卒	その他					計
研究員 <small>(金属材料、電気・電子)</small>	男	2	12	9	1	10	83.3%	6	6	6	6	6	6	2	20.0%	5.0	2	1次:6/28 ~6/30						
	女	1	1	1	1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	0	0.0%		0	2次:8/2						
文化財研究員 <small>(日本民族学)</small>	男	1	18	14		14	77.8%	3	3	3	3	3	1	7.1%	14.0	1	1次:6/28 ~6/30							
	女	1	11	6		6	54.5%	3	3	3	3	3	0	0.0%		0	2次:8/2							
獣医師	男	7	29	20		20	69.0%	6	6	6	6	6	1	5.0%	20.0	1	2次:8/2							
	女	1	3	2		2	66.7%	2	2	2	2	2	2	100.0%	1.0	0								
薬剤師	男	2	1	1		1	100.0%	1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0	1								
	女	1	4	3		3	75.0%	3	3	3	3	3	3	100.0%	1.0	1	6/28~29実施							
船舶乗組員 <small>(通信)</small>	男	1	8	1	1	3	37.5%	2	2	2	2	2	1	50.0%	2.0	1								
	女	1	3	1	1	3	100.0%	3	3	3	3	3	1	33.3%	3.0	1								
警備艇乗組員 <small>(機関)</small>	男	1	11	2	2	6	54.5%	2	2	2	2	2	1	16.7%	6.0	1	12/5実施							
	女	1	3	1	1	2	66.7%	1	1	1	1	1	1	50.0%	2.0	1								
看護師 <small>(あさひ診療所)</small>	男	2	3	1	1	2	66.7%	2	2	2	2	2	1	50.0%	2.0	1	11/8実施							
	女	2	3	2	2	3	100.0%	3	3	3	3	3	1	50.0%	2.0	1								
合計	男	18	47	27	4	34	72.3%	9	9	9	9	9	8	23.5%	4.3	5								
	女	18	19	9	1	14	73.7%	4	4	4	4	4	4	28.6%	3.5	4								
合計			66	36	0	5	7	48	13	13	13	12	25.0%	4.0	9									

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)			最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 <small>※2.5.1項注</small>	試験日			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒					高校卒	その他	
選 考 試 験 ( 病 院 局 )	看護師	60	男	10	0	7	0	2	90.0%	大学卒	短大卒	高校卒	その他	第2次試験なし	0	7	0	2	9	100.0%	1.0	5	8/22~24
			女	69	11	35	0	18	92.8%	11	35	0	18		64	100.0%	1.0	46					
			計	79	11	42	20	73	92.4%	11	42	20	73		100.0%	1.0	51						
	看護師 (2回目)	10	男	2	2	0	0	0	100.0%	2	0	0	0	第2次試験なし	2	0	0	0	2	100.0%	1.0	1	11/28
			女	2	0	1	0	1	100.0%	2	0	1	0		2	100.0%	1.0	2					
			計	4	2	1	1	4	100.0%	2	1	1	1		4	100.0%	1.0	3					
	助産師	2	男	0	0	0	0	0		0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0			0	8/22
			女	3	1	2	0	0	100.0%	1	2	0	0		3	100.0%	1.0	3					
			計	3	1	2	0	3	100.0%	1	2	0	0		3	100.0%	1.0	3					
	助産師 (2回目)	3	男	0	0	0	0	0		0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0			0	11/28
			女	1	1	0	0	0	100.0%	1	0	0	0		1	100.0%	1.0	1					
			計	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	0		1	100.0%	1.0	1					
臨床検査技師	2	男	4	3	1	0	0	100.0%	4	3	1	0	第2次試験なし	1	0	0	0	1	25.0%	4.0	1	10/17~18	
		女	10	5	1	0	1	70.0%	7	0	0	1		2	28.6%	3.5	2						
		計	14	8	2	1	11	78.6%	11	2	1	1		3	27.3%	3.7	3						
理学療法士	1	男	6	1	0	0	5	100.0%	6	1	0	0	第2次試験なし	0	0	0	1	1	16.7%	6.0	1	10/17	
		女	2	1	0	0	1	100.0%	2	0	0	0		0	0.0%	0	0						
		計	8	2	0	0	6	100.0%	8	0	0	1		1	12.5%	8.0	1						
管理栄養士	1	男	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0			0	10/17~18	
		女	32	23	1	0	0	75.0%	24	0	0	0		1	4.2%	24.0	1						
		計	33	23	1	0	24	72.7%	24	0	0	0		1	4.2%	24.0	1						
社会福祉士	1	男	4	4	0	0	0	100.0%	4	4	0	0	第2次試験なし	1	0	0	0	1	25.0%	4.0	1	10/17	
		女	4	4	0	0	0	100.0%	4	0	0	0		0	0.0%	0	0						
		計	8	8	0	0	8	100.0%	8	0	0	0		1	12.5%	8.0	1						
薬剤師	1	男	0	0	0	0	0		0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0			0	1/16	
		女	1	1	0	0	0	100.0%	1	0	0	0		0	0.0%	0	0						
		計	1	1	0	0	1	100.0%	1	0	0	0		0	0.0%	0	0						
臨床心理士	1	男	0	0	0	0	0		0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0			0	1/16	
		女	2	2	0	0	0	100.0%	2	0	0	0		1	50.0%	2.0	1						
		計	2	2	0	0	2	100.0%	2	0	0	0		1	50.0%	2.0	1						

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率 (D)/(B)	採用者数 <small>※2.5.1項注</small>	試験日							
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				率(D)/(B)						
選考試験(病院局)	経験者看護師	10	男	1	1	0	0	0	100.0%	第2次試験なし	1	0	0	0	1	100.0%	1	1.0	1	6/6								
			女	1	0	0	1	100.0%	1												0	0	1	100.0%	1	1.0	1	
			計	2	1	1	2	100.0%	2												1	1	2	100.0%	2	1.0	2	
	経験者看護師 (2回目)	10	男	0	0	0	0	0	100.0%	第2次試験なし	1	0	0	0	1	100.0%	1	1.0	1	7/12								
			女	1	1	0	0	100.0%	1												0	0	1	100.0%	1	1.0	1	
			計	1	1	1	1	100.0%	1												1	1	1	100.0%	1	1.0	1	
	経験者看護師 (3回目)	9	男	0	0	0	0	0	100.0%	第2次試験なし	4	1	2	0	4	100.0%	4	1.0	4	9/6								
			女	4	1	2	1	100.0%	1												2	0	1	100.0%	4	1.0	4	
			計	4	1	2	1	100.0%	4												1	2	1	100.0%	4	1.0	4	
	経験者看護師 (4回目)	6	男	0	0	0	0	0	100.0%	第2次試験なし	2	1	0	1	2	100.0%	2	1.0	2	1/17								
			女	2	1	0	1	100.0%	1												0	0	1	100.0%	1	1.0	1	
			計	2	1	1	2	100.0%	2												1	1	2	100.0%	2	1.0	2	
経験者助産師	2	男	0	0	0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6/6									
		女	0	0	0	0	0	0												0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0												0	0	0	0	0	0	0	0	0
経験者助産師 (2回目)	2	男	0	0	0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7/12									
		女	0	0	0	0	0	0												0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0												0	0	0	0	0	0	0	0	0
経験者助産師 (3回目)	2	男	0	0	0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9/6									
		女	0	0	0	0	0	0												0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0												0	0	0	0	0	0	0	0	0
経験者助産師 (4回目)	2	男	0	0	0	0	0	0	第2次試験なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1/17									
		女	0	0	0	0	0	0												0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0												0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	125	男	28	11	8	0	7	26	92.9%		5	7	0	3	15	57.7%	1.7	10										
		女	134	52	42	0	24	118	88.1%											19	40	0	23	82	69.5%	1.4	63	
		計	162	63	50	0	31	144	88.9%																			24

## (イ) 昇任選考

## a 級別昇任者数

給料表	部 局	知事部局	病 院 局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
	級						
行政職	9	7人	1人	人	3人	人	11人
	8	13		1	1	1	16
	7	38		1	6	1	46
	6	72	3	2	16	4	97
	5	59	2	5	16	8	90
	4	114	2	2	20	1	139
	3	37	1	3	6	6	53
	2	19	2		5	6	32
	計	359	11	14	73	27	484
公安職	9					6	6
	8					6	6
	7					10	10
	6					40	40
	5					45	45
	4					6	6
	3						
	2						
	計					113	113
海事職	5						
	4						
	3	1			1		2
	2	1					1
	計	2			1		3
研究職	5						
	4	4			2		6
	3	6					6
	2						
	計	10			2		12
医療職(一)	4	1	8				9
	3		3				3
	2	2					2
	計	3	11				14
医療職(二)	7						
	6	1	2				3
	5	2	3				5
	4	2	4				6
	3	6	7				13
	2		2				2
	計	11	18				29
医療職(三)	7		1				1
	6	1	3				4
	5	1	7				8
	4	1	15			1	17
	3		30				30
	2						
	計	3	56			1	60
合 計		388	96	14	76	141	715



(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成21年10月14日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は、次のとおりである。

(7) 報告

a 職員給与の概況

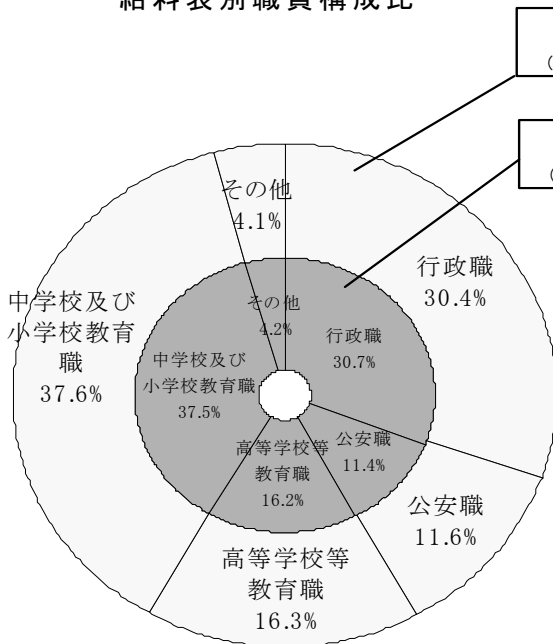
県職員の平成21年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

給料表	職員数（構成比）		平均年齢		平均経験年数	
	平成21年 人	平成20年 人	平成21年 歳	平成20年 歳	平成21年 年	平成20年 年
行政職	3,843 (30.4%)	3,939 (30.7%)	44.3	44.2	22.8	22.7
公安職	1,462 (11.6%)	1,456 (11.4%)	40.2	40.8	19.2	19.9
海事職	48 (0.4%)	54 (0.4%)	40.6	42.7	20.7	22.9
研究職	248 (2.0%)	246 (1.9%)	43.1	42.9	20.1	19.8
医療職（1）	39 (0.3%)	24 (0.2%)	43.0	46.5	17.4	20.4
医療職（2）	120 (0.9%)	142 (1.1%)	43.7	44.6	20.9	22.0
医療職（3）	69 (0.5%)	70 (0.5%)	44.1	44.6	21.7	22.1
高等学校等教育職	2,066 (16.3%)	2,077 (16.2%)	43.5	43.3	20.9	20.7
中学校及び小学校教育職	4,753 (37.6%)	4,807 (37.5%)	45.0	44.7	22.3	22.0
合計	12,648 (100.0%)	12,815 (100.0%)	43.9	43.8	21.8	21.7

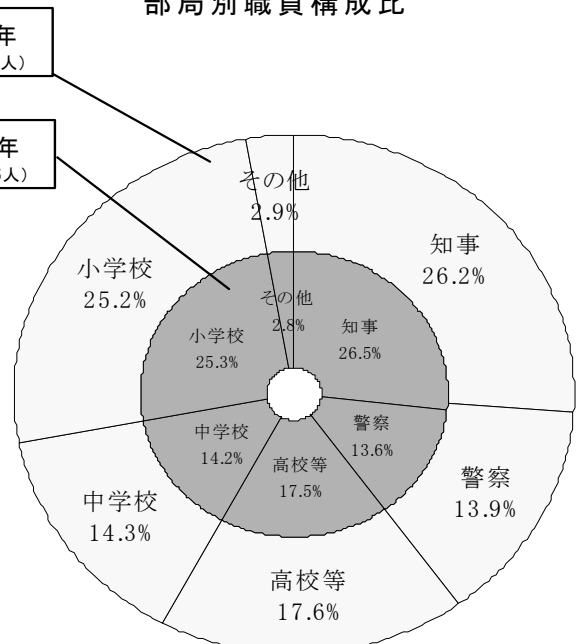
(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



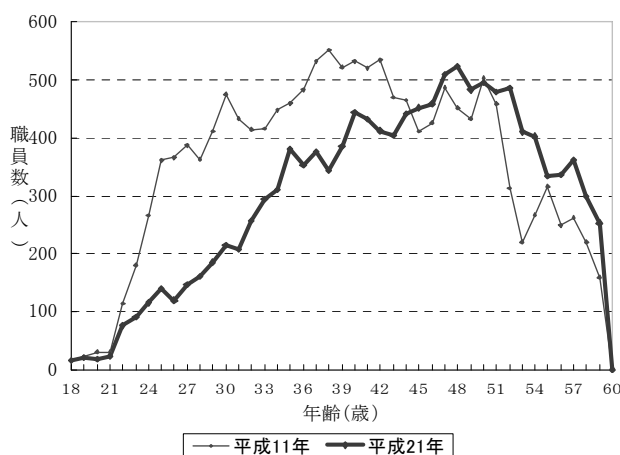
(参考資料第1表)

部局別職員構成比

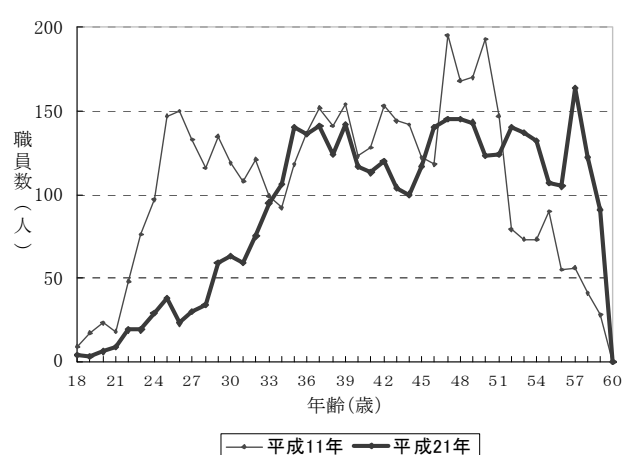


(参考資料第2表)

年齢階層別職員数（全職員）



年齢階層別職員数（行政職）



職員の平均給与月額の様況

項目	全職員		行政職の職員	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
給料	375,616	377,976	353,262	355,432
管理職手当	6,331	6,270	7,693	7,559
扶養手当	11,699	11,899	13,074	13,211
地域手当	422	312	599	513
住居手当	3,606	3,452	2,353	2,311
特勤勤務手当	4,650	4,816	3,434	3,554
その他	2,454	1,907	1,999	1,857
合計	404,778 (379,648)	406,632 (381,357)	382,414 (358,026)	384,437 (359,959)

- (注) 1 合計の欄の（ ）は減額措置後の額である。  
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。  
 3 特勤勤務手当の欄は、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。  
 4 その他は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内229の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した126事業所を対象に「平成21年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち121事業所の調査を完了した。

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、96.0%と引き続き極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,719人及び研究員、医師等職種1,268人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は17.2%と昨年（38.0%）に比べて半減し、ベースアップを中止した事業所は35.7%（昨年16.9%）と倍増している。

また、一般の従業員について、定期昇給を実施した事業所の割合は65.5%と昨年（79.7%）

に比べて減少しており、昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は26.0%（昨年45.4%）と大幅に減少している。さらに、定期昇給を停止した事業所の割合は15.1%（同1.7%）と著しく増加している。

### 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	17.2 (38.0)	35.7 (16.9)	1.2 (0.9)	45.9 (44.2)
課長級	17.8 (25.8)	23.4 (19.2)	1.9 (0.9)	56.9 (54.1)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。  
2 ( ) 内の数字は、平成20年の割合である。

### 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	80.6 (81.4)	65.5 (79.7)	26.0 (45.4)	12.7 (16.1)	26.8 (18.2)	15.1 (1.7)	19.4 (18.6)
課長級	67.5 (67.6)	54.6 (64.1)	22.7 (38.5)	12.1 (12.4)	19.8 (13.2)	12.9 (3.5)	32.5 (32.4)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。  
2 ( ) 内の数字は、平成20年の割合である。

#### (b) 雇用調整の実施状況

平成21年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は55.7%と昨年(23.1%)に比べて倍増している。特に、残業の規制、一時帰休・休業、賃金カットを行った民間事業所が大幅に増加するなど、極めて厳しい経営環境にあることがうかがえる。

### 民間における雇用調整の実施状況

（単位：％）

項目	採用の 停止 ・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	非正規社員 の契約更新 の中止・解 雇	残業の 規制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	17.0 (9.6)	2.2 (2.4)	11.3 (4.5)	7.0 (0.0)	4.5 (6.9)	0.0 (1.0)	24.9 (-)	24.6 (4.8)	26.9 (0.9)	2.8 (-)	11.9 (1.0)	55.7 (23.1)

- (注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。  
2 ( ) 内の数字は、平成20年の割合である。

#### c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で△0.1%、松江市で0.0%であり昨年同時期とほぼ同水準であった。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ157,450円、195,590円及び233,750円となっている。

#### d 都道府県職員の給与

先に総務省が公表した平成20年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.4であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり92.9となっており、平成17年度以降は全国最低水準となっている。

## 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成20年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	6
100以上102未満	13
98以上100未満	17
96以上 98未満	5
94以上 96未満	3
94未満	3
都道府県平均指数	99.4
島根県	92.9

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

### e 職員給与と民間給与との比較

#### (a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与373,191円に対して職員給与は減額措置前では384,058円であり、10,867円(2.83%)上回っているが、減額措置後では359,556円であり、逆に13,635円(3.79%)下回っている。

#### 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較差
			A-B ((A-B)/B×100)
373,191円	減額措置前	384,058円	△10,867円 (△2.83%)
	減額措置後	359,556円	13,635円 (3.79%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の額とは異なっている。

#### (b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額3.65月分に相当していた。これは、昨年(4.01月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.25月)を0.60月分下回っている。

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数(4.00月分)と比べても、民間の支給割合が0.35月分下回っている。

#### 職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
3.65月分	4.25月分	△0.60月分
	(4.00月分)	(△0.35月分)

(注) ( )内は、期末・勤勉手当の支給月数(4.25月)から、特例条例の減額率(3~10%)分に相当する月数を減じた場合の月数である。

f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

本県の民間事業所の状況を見ると、ベースアップの中止等の措置を行った事業所や一時帰休・休業等の雇用調整を実施した事業所の割合が昨年と比べて大幅に増加するなど、厳しい経営環境がうかがえる。

また、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、減額措置前では職員給与が民間給与を上回っており(2.83%)、昨年(2.52%)に比べその較差は拡大した。

一方、国は、月例給については俸給表(医療職(一)及び若年層を除く。)の引下げ改定及び自宅に係る住居手当の廃止を行うこととしている。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については以下に述べる改定を行う必要があると判断した。

i 給料表

給料表については、切替に伴う差額の減少により職員の給料水準が段階的に引き下げられているにもかかわらず、前記のとおり県内の民間給与が減額措置前の職員給与を下回り、その較差が拡大し調整を要する状況となっているため、一定の引下げ改定を行う必要がある。

しかしながら、特例条例による給与の減額措置が継続中であり、減額措置後の職員給与が民間給与を下回っている中で、公務への有能な人材の確保や職員の士気の確保の観点等を総合的に勘案する必要があり、また医師の処遇の確保や、若年層への配慮は国と同様本県においても必要であることから、給料表については、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、給料月額について上記の改定が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号)附則第8項の規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額についても、改定時において引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引き下げることとし、その引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に行政職給料表の平均改定率( $\Delta 0.17\%$ )を考慮して定めた100分の99.83を乗じて得た額とする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び経過措置額の算定基礎となる額の引下げ改定を行うものとする。<sup>(注)</sup>

(注) 国は、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表を廃止しているため、当該俸給表にかかる勧告を行っていない。

ii 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、同様の手当を支給している県内民間事業所が少ないこと等から、人事院勧告に準じて廃止することとする。

(b) 期末手当・勤勉手当について

前記のとおり、本県の民間事業所における厳しい経営環境を反映して、民間の特別給の支給割合(3.65月分)は昨年(4.01月分)と比べて大幅に減少( $\Delta 0.36$ 月分)している。このため職員の期末手当・勤勉手当の支給月数(4.25月分)は民間の支給割合を0.60月分上回っている。

また、特例条例による減額措置により実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数(4.00月分)で比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を0.35月分上回っていることが認められた。

一方、国は、支給月数を0.35月分引き下げ、4.15月分とすることとしている。

本委員会は、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から、国や他の都道府県の職員との均衡を考慮し、一定の水準を確保しつつも、広く県民の理解を得るために地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要があると考えている。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合の減少に合わせ、0.35月分引き下げ3.9月分とすることが適当であると判断した。

なお、引下げに当たっては、平成22年度以降は6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.15月分及び0.1月分引き下げ、勤勉手当についてはそれぞれ0.05月分ずつ引き下げることとす

るが、本年度については、6月期の期末手当・勤勉手当が支給済みであることから、12月期の期末手当を0.25月分引き下げ、勤勉手当については0.1月分引き下げることにする。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることにする。

(c) その他の手当等について

i 時間外勤務手当等

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が行われ、平成22年4月から施行されることとなっているが、本県においても人事院勧告に準じて所要の措置を講ずる必要がある。

ただし、代替休制度<sup>(注)</sup>の新設については、地方公務員法の改正の動向を注視し、所要の措置を講ずることとする。

(注) 割増賃金率の引上げ分の支給に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇を取得することができる制度。国は、この制度を地方公務員に適用するための地方公務員法の改正を検討している。

ii 特地勤務手当

国は、平成21年3月にへき地学校等の指定基準を改正したことから、本県においても同基準との均衡を図るため特地公署の指定基準の見直しを検討する必要がある。

iii 教育職員の給与等

平成19年3月の中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）の答申「今後の教員給与の在り方について」において、教員に特有の手当等について見直しの必要性が指摘されたことを受け、文部科学省はメリハリを付けた教員給与体系の推進を図ることとしており、本年度も引き続き文部科学省予算において、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減が措置されたところである。

教員給与の見直しについては、本県においても今後とも国の動向を注視しつつ、職務や実績に見合った教育職員の処遇により教育の質の向上を図る観点から、適時適切に改定を行っていく必要がある。

(d) 改定に伴う調整について

今回の報告では国に準じて月例給の引下げ改定を行うこととしている。このような場合、本来であれば国が行う年間調整と同様の調整を行うことが適当であるが、職員給与について特例条例による減額措置が行われており、その影響で実際の職員給与の支給水準が民間給与を下回っていること等から、今回については上記の調整の実施を見合わせることもやむを得ないと考える。

(e) 人事管理上の課題について

i 人材の確保・育成

いよいよ地方行政の重要性が増す中で、地方が主体的に良質な行政サービスを提供するためには、複雑かつ高度化する行政課題に的確に対処できる高い資質と使命感を有する優秀な人材を確保する必要がある。

また、民間等異業種経験者、高度な専門的知識を有する者など多様な人材の確保も必要である。

このため、職員採用にあたっては、論理的思考力、応用力、企画力、創造力、交渉力といった能力や、行政課題を的確に捉え即座に挑戦する情熱などをより重視していく必要がある。

また、職員採用試験における応募者数は、採用予定者数の増減により多少の変動はあるものの、受験年齢人口の減少、民間企業志向、採用者数の抑制等により減少傾向にあり、人材確保上厳しい状況が続いている。

採用試験の実施にあたっては、県民のニーズに対応できるよう、年齢要件等の更なる拡大や、募集方法・広報活動の充実などに努めるとともに、引き続き、有能な人材を確保するための試験制度の見直し・改善に取り組む必要がある。

一方、大幅な人員削減への取り組みが行われている状況にあつて、県民の期待と信頼に応えていくためには、個々の職員の意識改革と職員一人ひとりの能力開発がこれまで以上に重要になっている。

このため「島根県人材育成基本方針」に基づく、職員の資質向上のための研修や職場ぐるみの人材育成など具体的施策を確実に実施し、公務員としての使命感や責任感を醸成するとともに政策形成能力やコミュニケーション力など、業務を推進する上で必要な能力を更に向上させていく必要がある。

ii 能力・実績に基づく人事管理

職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、能力・実績に基づく人事管理を推進する必要がある。

そのための基礎となるツールとしての人事評価制度は、職員の能力を的確に評価し、その結果を処遇に反映できるものでなければならない。

本県においては、人事評価制度は導入されているものの、管理職以外の一般行政職員及び教育職員については、評価結果が処遇に反映される仕組みとなっていない。

国においては、今年度から新たな人事評価制度が導入され、評価結果を昇任、昇給・勤勉手当などの給与、免職や降任などの分限処分、人材育成などに広く活用していくこととしている。

各任命権者においては、国の制度等も参考にしながら、人事管理の基礎として活用し得る効果的な人事評価制度を早急に整備し、有効に活用されることが求められる。

#### iii 女性職員の登用

県政の推進にとって、女性職員の果たす役割が大変重要となっている。

女性職員の管理職への登用については、病院職員・教育職員・警察職員を除く管理職のうちの女性職員の割合は、平成19年度の2.6%が平成21年度には4.2%となるなど、年々向上してはいるが、引き続き意思形成過程への参加機会の充実や管理職への積極的登用などに取り組んでいく必要がある。

同時に、女性は、家事や育児等家庭生活における負担が大きいことから、各職場においては、仕事と生活の調和を積極的に推進し、女性が職務に専念できる環境を一層整備していく必要がある。

#### iv 両立支援の推進

仕事と生活の調和の推進は、職員が仕事に取り組む意欲を向上させつつ、家庭生活における責任を担うという観点から、重要な課題である。

本県においては、これまで育児・介護のための休暇や、育児休業制度等両立支援のための各種制度を整備してきたところであり、任命権者はこれらを有効に活用していく必要がある。

特に、男性職員の育児休業等の取得促進は、男性の子育て参加の最初の重要な契機となるとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減するための重要な取組みである。任命権者においては、対象職員に対して個別に制度説明を行う等、周知を図る取組みが行われているところであるが、今後も、管理監督者を中心として、職場における育児休業等が取得しやすい環境づくりに引き続き努めるとともに、組織全体として対象職員に対する一層の支援を図る必要がある。

本年、人事院は仕事と生活の調和の推進の観点から、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行うとともに、育児を行う職員の超過勤務の免除の制度及び介護のための短期休暇の制度の導入並びに子の看護休暇の期間等の拡充について措置していくことに言及した。

本県においても、両立支援はとりわけ重要な課題であることから、今後、国の動向を注視しつつ所要の措置を講じていく必要がある。

#### v 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持、仕事と生活の調和及び公務能率の確保を図る上での重要な課題である。

任命権者においても、時間外勤務の縮減を重要な課題と位置づけており、縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の様々な取組みが行われているところであるが、一人当たりの年間 時間外勤務は、近年ほぼ横ばいの状態となっている。

本県では、平成21年4月より1日の勤務時間を7時間45分、1週間の勤務時間を38時間45分に短縮したところであるが、管理監督者は、職員それぞれの在庁時間、業務負荷の実態や、休暇取得の状況等を常に適切に把握する等マネジメント能力を一層向上させ、効率的な業務運営を図ることにより時間外勤務の縮減に努める必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても、日々の業務の効率化に努めるとともに、自己の働き方を常に見直し、改善していく必要がある。

#### vi メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮するために、また、職員個人や家族の充実した生活を確保するために、極めて重要な課題である。

任命権者においては、研修の受講機会の拡大や、専門医師・臨床心理士によるストレスカウンセリング等の継続した取組みが行われており、また、昨年9月には、平成20年度からの3か年を計画期間とする新たな「島根県職員心の健康づくり計画」が策定されたところ

ろである。

しかしながら、休職者の総数に占める精神疾患を原因とする者の割合は依然として高いものとなっている。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、まず、職員一人ひとりが心の健康に関する正しい知識を持ち、その理解を深めることが重要である。このため、任命権者は、職員自らがストレスに早期に気付き、対処することができるための知識や情報を、より一層積極的に提供していく必要がある。

また、所属においては、職員同士がお互いにコミュニケーションを図りながら助け合う職場環境づくりが重要である。特に管理監督者は、メンタルヘルス対策が自らの重要な職責であることを認識して、職員の日々の勤務状況や健康状態を十分把握し、職員が気軽に相談できる雰囲気をつくる等の予防対策を行うことが重要である。

一方、メンタルヘルス対策は、一個人や一所属のみの問題ではなく、組織全体の問題であることから、引き続き人事部門・健康管理部門・研修部門が一層の連携を図り、相談体制の整備や研修等の予防対策、復職後の支援に継続して取り組み、より実効性を高めていく必要がある。

#### vii 退職管理～高齢期の雇用問題～

公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることに伴い、平成25年度以降、年金支給開始までの間に職員が無収入となる期間が発生することとなる。

人事院では、公務能率を確保しながら65歳までの職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引き上げに合わせて定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当とし、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策など検討すべき諸課題への対応を早急に進めることとしている。

本県においても、国等の動向や本県の人員削減計画等を踏まえながら、高齢期の雇用のあり方について検討を始める必要がある。

#### (f) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

一方、現在行われている特例条例による給与の減額措置は、県財政が極めて厳しい状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の生活や士気に与える影響が極めて大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されることを期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

#### (g) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

##### a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

###### (a) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（1）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

###### (b) 諸手当

###### i 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する職員（県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員を含む。以下同じ。）に対する住居手当は、廃止すること。

###### ii 期末手当及び勤勉手当について

###### (i) 平成21年度の支給割合

○ 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（特定幹部職員にあっては、1.05月分）、勤勉手当の支給割合を0.625月分（特定幹部職員にあっては0.825月分）とすること。

○ 再任用職員については、平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を0.65月分



(特定幹部職員にあっては、0.55月分)、勤勉手当の支給割合を0.35月分(特定幹部職員にあっては0.45月分)とすること。

(ii) 平成22年度の支給割合

○ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.15月分及び1.4月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.95月分及び1.2月分)、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分ずつ(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.875月分ずつ)とすること。

○ 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分及び0.75月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.5月分及び0.65月分)、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分ずつ(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.45月分ずつ)とすること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

i 平成21年度の支給割合

平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

ii 平成22年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.6月分とすること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の特定任期付職員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

(b) 特定任期付職員の期末手当について

i 平成21年度の支給割合

平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

ii 平成22年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.6月分とすること。

d 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号)、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第77号)及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第78号)の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(この改定の実施の日において次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職(1)給料表の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員(以下「減額改定対象外職員」という。)以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則等で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から16号給まで
海事職給料表	1 級	1号給から68号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職給料表（2）	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
医療職給料表（3）	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
高等学校等 教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
中学校及び小学校 教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	特 2 級	1号給から4号給まで
第1号任期付研究員 に適用される給料表	-	1 号 給
特定任期付職員 に適用される給料表	-	1 号 給

e 改定の実施時期

これらの改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、aの(b)のiiの(ii)、bの(b)のii及びcの(b)のiiについては、平成22年4月1日から実施すること。

（別記第1，第2及び第3 省略）

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成21年度中において2件の措置要求があり、いずれも係属中である。

また、前年度より係属中の4件の事案については、却下2件、取下げ1件、係属中が1件である。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況平成21年度中において2件の不服申立があり、いずれも係属中である。

また、係属中の事案はなかった。